

65歳以上のみなさんへ 今年度の介護保険料が決まります

問 地域包括支援課 地域包括支援係 75-6033
佐賀中部広域連合 業務課 40-1135

納め方は特別徴収と普通徴収に分かれます

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている人は、原則年金から天引きされます。

既に、4月、6月、8月(※)は、仮徴収していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きさせていただきます。

なお、年度途中で65歳になった人、佐賀中部広域外から転入した人などは、約6か月後から年金天引き開始となります。

※8月の保険料額が変わる場合もあります

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の人、年金を受給されていない人、老齢福祉年金などを受給されている人などは、納付書または口座振替で納付していただきます。

すでに、4月～7月（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月～3月の8回に分けて納付していただきます。

納付には納付書のほか、便利な口座振替もごございますので、ぜひご利用ください。なお、すでに口座振替ご利用の方は引き続き、口座からの引き落としとなります。

65歳以上の今年度の介護保険料は、すでに4月から仮徴収させていただいていますが、年額保険料は、6月に確定した住民税の課税状況等をもとに決定します。決定した保険料の通知書は、7月下旬頃に送付します。

介護保険は、介護を社会全体で支える制度として、40歳以上のすべての人が加入しており、制度を維持していくために必要な保険料です。保険料納付は、4月からコンビニでも納付できるよ

うになりました。みなさんのご理解とご協力をお願いします。※今年度の年度表記は「平成31年度」となります。

7月下旬から介護保険料の減免申請を受け付けます

泉徴収票等）
◎健康保険証
◎預金通帳、生命保険証書、国債証書等
◎印鑑

7月下旬頃に送付する保険料の納入通知書に、リーフレットを同封しますので、減免要件を確認してください。

■対象となる人

（次のすべてに該当する人）

◎今年度の介護保険料段階が第2段階または第3段階の人

◎平成30年中のすべての収入が88万円以下の人（世帯員がひとり増えることに41万円加算）

◎住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない人（健康保険の扶養も含む）

◎世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の人（預貯金には、国債・生命保険の返戻金等も含む）

◎居住用以外の不動産を活用しても生活が困窮の人

■申請に必要な書類

◎7月下旬頃に送付した通知書
◎平成30年中の収入がわかる書類（年金・給与の源

■減免額

審査を行い、決定後、通知します。

減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を第1段階と同額の保険料に減額します。ただし、8月末までに申請された場合に限り、4月にさかのぼって保険料を減額します。

